

学校だより 三和中 JUMP

三和中学校 184

SNSトラブルを防ぐにはどうすればよいか

6月24日(金)沖縄県警察本部の石川翔太氏を招いて「サイバー犯罪防止について」講演会が開かれました。(前号で紹介済み)

本校でも、携帯電話によるトラブルが発生しており、今後、健全な人間関係育成に影を落としかねない生徒指導上の喫緊の課題となっております。

下記に、本校生徒指導部作成の保護者様向けの文書を用意いたしました。つきましては、ご一読になり、生徒と是非、携帯電話についてお話をさせていただくなどご指導をよろしくお願いします。

携帯電話・スマホの利便性と危険性について (裏面もあり)

令和4年6月24日(金)

三和中学校 生徒指導部

携帯電話・スマホは、その利便性の高さから私たちの日常生活に当たり前のように浸透しています。通話の他にメール、webの閲覧、そして動画や音楽を楽しむための端末として利用されています。それらを考えるとき、携帯電話・スマホはとても便利な道具です。

しかし、子どもが無防備に使うことにより、事件やトラブルに巻き込まれる例が後を絶ちません。

私たち大人(学校と保護者)は、子どもの携帯電話・スマホ所持の状況を考えたとき、その危険性を十分指導する必要があります。

<携帯電話・スマホの利便性>

①緊急連絡手段として活用できる

・いつ、どこでも素早く連絡することができる。日常生活はもちろん、災害・事故などの緊急時には、連絡手段にもなる。

②居場所確認ができる

・位置情報が共有できるアプリを使えば子どもの位置情報を保護者の携帯電話・スマホで確認できるようになる。

③利用者相互の交流ができる

・知り合いだけでなく全く知らない人と知り合うことが可能で言いにくいことなどを手紙感覚で発信できる

④情報収集能力がつく

・インターネットで世界中の情報が手軽に手に入る。携帯電話・スマホを入り口にして、インターネットやIT機器の活用に慣れることもある。

⑤電話以外にも多機能である

・音楽・動画・カメラ・メールなど、多種多彩な利用方法がある。

<携帯電話・スマホの危険性>

①子どもの姿がつかみにくい

・いつ、誰と、どんな連絡を取り合っているのか見えにくい。

②トラブルに巻き込まれることがある

・悪口、口げんかが「メール」「LINE」等で配信され人間関係がこじれることがある。

③交友関係の拡大によるリスクがある

・メールを通じ、広範囲に交友関係が広がり、外泊や家出、不純異性交遊に発展することがある。

④危険な世界がすぐ近くにある

・出会い系サイト、ネット詐欺、有害情報など、実際に子どもたちが被害に会う事例が多くなっている。

・わいせつ画像、違法な薬物の販売などの「違法情報」や、風俗店の広告、他人を誹謗中傷することが書かれた掲示板など、好ましくない情報へのアクセスにより、悪影響を受けることがある。

⑤携帯依存のリスクがある

・食事中や就寝前の布団の中でも携帯電話・スマホをいじってしまうようになり、夜遅くまでそれを見ているため

に睡眠不足に陥り健康に悪影響を及ぼすこともある

⑥成績に影響する恐れがある

・携帯依存のような状態になれば、勉強をする時間が削られて成績にも影響が出てくる恐れがある。また、LINEなどの通知があると、勉強中でも気になってチェックしてしまうなど集中力を欠いてしまうこともある。

⑦費用が保護者にとっての負担になる

・動画やゲームに夢中になりすぎた結果、課金をし、あとで高額な請求をされるなどのトラブルが発生する恐れもある。

<保護者の皆様へのご提案>

①携帯電話・スマホが本当に今、必要なかを子どもと考えてみてはどうでしょうか。

②携帯電話・スマホ所持における約束事をつくってみてはどうでしょうか。

例えば、使用時間や使用金額の約束（夜は何時まで、通話はいくらまで）

※親が内容（発信・着信履歴やメールなど）を確認してもよい使い方をする。

③携帯電話・スマホによる事件について話し合ってみてはどうでしょうか。

携帯電話・スマホやインターネットによる事件・事故について話し合うことでお互いの意識を高めることも大切です。

④メールや web のパスワードは保護者と共に管理させてはどうでしょうか。

子どもだけがパスワードを知っており、親が万が一の際に確認できないのでは困りもの。あくまで、保護者が管理者であるという意識を子どもに高めることが必要です。

⑤各社で提供している有害サイトのアクセス制限（フィルタリング）を設定する事もトラブルに巻き込まれないためには有効な対策です。

携帯各社ともに有害サイトへのアクセスを制限する方法があります。

購入の際などに、このような制限をかけておくことは危険回避の有効な方法です。

<まとめ>

昨今、どこの学校でも頭を痛めているSNSトラブル。いじめや誹謗中傷、個人情報漏洩、ストーカー被害、SNS炎上、著作権侵害、高額課金などトラブルも様々です。学校では、年間3回は、この手の指導はやりたいと考えています。

インターネットやSNSの問題について自分のこととして考えたり話し合ったりする活動を通して、「相手の立場を考える」「先のことを考える」力を身に付けることは、学力や道徳心の向上にもつながると思われれます。

**・ 沖縄県青少年保護条例において、
携帯電話の管理義務は保護者にあることが明記されています。**

沖縄県青少年育成条例一部抜粋

(インターネットの利用に係る保護者の責務)

第 18 条の 7 保護者は、インターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等を認識し、その保護する青少年に対し、インターネットを適切に活用するために必要な教育を行うとともに、当該青少年のインターネットの利用を適切に管理するよう努めなければならない。

2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第 15 条ただし書の規定による申出をするに当たっては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないこととする正当な理由を記載した書面（電磁的記録を含む。）を提出しなければならない。

4 保護者は、青少年インターネット環境整備法第 16 条ただし書の規定による申出をするに当たっては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。次項において同じ。）を講じないこととする正当な理由を記載した書面（電磁的記録を含む。）を提出しなければならない。

ですが、保護者よりも子ども達がSNSについて詳しいことから、家庭での指導が行き届かない点があります。我々学校は、危険性を発信しながら家庭で子どもとSNSについての対話を促すことがこれからも大事ではないかと考えております。

学校では、まず、SNSの前に、同じ言葉でも人によって感じ方が違うことに気付くこと等日ごろの適切なコミュニケーションの在り方から考える指導をしていきます。次に、インターネットに個人情報を公開するリスクを話し合うことを通して、ネットやSNSの恐さを理解したり、未然にトラブルを回避したりする力を身に付けることを子どもと一緒に考えていきます。

